

富士山静岡空港駐車場管理規約

(2025年4月1日 改定)

富士山静岡空港株式会社（以下「管理者」という。）が管理する富士山静岡空港駐車場（以下「駐車場」という。）は、下記規約に従ってご利用いただきます。

第1条 利用スペースの提供

駐車場は、駐車するためのスペースを提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

第2条 駐車場及び管理者

名称 富士山静岡空港駐車場

所在地 静岡県牧之原市坂口富士山静岡空港内

管理者 富士山静岡空港株式会社

区分 駐車場の区分については、下表のとおりです。

名称	料金	車種	備考
第1駐車場（P1）	有料	四輪車	P1には、予約者ゾーンを併設
第2駐車場（P2）	無料		
第3駐車場（P3）	無料		
第4駐車場（P4）	無料		
第5駐車場（P5）	有料		
二輪車駐輪場	無料	二輪車	P5東側入口付近に設置
臨時駐車場	無料	四輪車	管理者が定める繁忙期のみ開設
バス駐車場	無料	バス	バス待機場所（一般車侵入禁止）

（位置は、別図「駐車場マップ」（以下「別図」という。）を参照してください）

第3条 規約の遵守

駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規約を遵守しなければなりません。

第4条 営業時間及び出入場可能時間

駐車場の営業時間は終日ですが、出入場可能時間は原則として、午前5時30分から午後11時30分までとします。

また、管理上の理由により、出入場可能時間が変わる可能性があります。

なお、出入場可能時間外はアクセス道路のメインゲート及びバックゲート（別図を参照してください）を閉門します。

第5条 駐車することができる車両

(1) 駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

車種	車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
四輪車	3.3m以上 5.5m以下	1.4m以上 2.1m以下	1.2m以上 2.8m以下	15cm以上	3.5t以下
二輪車 バス	道路運送車両法に定められた基準に該当すること。				

(2)(1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

1. 最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
2. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
3. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
4. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
5. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
6. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
7. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
8. その他管理運営に支障があると判断される車両。

(3)(1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4)(1)の基準に該当しない車両のほか、小型特殊自動車は、駐車することができません。ただし、管理者が空港内工事等で認める場合は、この限りではありません。

第6条 駐車期間

(1) 利用者は、同一車両を引き続き 14 日間を超えて駐車することができません。

14 日以上駐車する場合は、管理者に事前に届け出が必要となります。

旅客ターミナルビル1階の総合案内所で必ず届け出を行い、承認を得てください。

なお、駐車場予約サービスをご利用の場合は、利用者の事前予約をもって、届け出・承認を行ったこととします。

(2) 管理者は、(1)の定めに違反し、14 日間を超えて駐車している車両については駐車位置の変更及び利用者への引き取り要請等必要な措置を講ずることができません。

第7条 駐車料金

(1) 利用者は、別表「駐車料金表」に定める料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い頂きます。

(2) 駐車時間は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。

- (3) 駐車料金は、駐車場に備え付けの事前精算機、出庫時精算機でお支払いください。
- (4) 駐車券を紛失した場合は、別表「駐車料金表」に定める金額をお支払い頂きます。

第8条 駐車場の利用方法

- (1) 利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。
- (2) 駐車場が満車の場合等に事故等を誘発する恐れがあるため、駐車場内外で駐車待ちをしないでください。
- (3) 駐車中は、窓を閉め、ドア及びトランク等を施錠し、ライトを消してください。
- (4) 駐車場内における、下記行為を禁止します。
 - ア) 危険物の持込み、火気の使用、騒音又は悪臭を発生する行為
 - イ) 車両の急発進、無用なアイドリング、エンジンの空吹き
 - ウ) 改造・修理等の整備行為
 - エ) 物品や飲食物等販売や配布、無線使用、アンケートや募金等活动、勧誘行為、その他商業行為（下記(5)で定めた内容で承認された行為は除く）
 - オ) 公の秩序や善良の風俗に反する行為、他のお客様のご迷惑になる行為
 - カ) 宿泊を目的とした駐車、施設を利用した炊事やゴミ・汚水の処理などを行うこと
 - キ) その他 管理者が不適切と認める行為
- (5) 車両に係るイベント・集会行為（オフ会等）の実施は事前に下記手続きが必要です。
 - ア) 駐車場内においてイベント・集会行為（オフ会等）を実施する場合は、2か月前から14日前までに、「富士山静岡空港駐車場イベント・集会行為（オフ会等）開催申請書」（以下「申請書」という。）を管理者に提出し、承認を得てください。なお、申請書提出後、7日以内に実施可否の御連絡を致します。
 - イ) 駐車料金とは別に申請書に定められた利用料金をお支払い頂きます。
 - ウ) 土日祝日及び年末年始、ゴールデンウィーク、夏季等、管理者が毎年定める繁忙期間及び空港の保安・安全に支障が生じると管理者が判断する期間については、イベント・集会行為（オフ会等）は実施できません。

第9条 不正駐車

- (1) 利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫もしくは駐車場外へ移動したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき又は管理者が不正な駐車方法と認めたとき、その利用者は、管理者に対し、駐車料金のほか損害金として金5万円をお支払い頂きます。ただし、これらの行為により、金5万円を超える損害が生じた場合に、別途当該損害の賠償を求めることは妨げられません。
- (2) 管理者は、第5条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、車両の移動その他駐車場の適正な管理のために必要となる処分をすることができるものとします。また、これらに伴い発生した費用については、当該車両の利用者又は所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に負担頂きます。

第10条 放置車両の取扱

- (1) 駐車場の利用者が、管理者への届出を行うことなく 14 日間を超えて車両を駐車している場合又は届け出られた期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は、これらの利用者に対して、当該車両に掲示することその他の管理者が適切とする方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2)(1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示することにより、管理者が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3)(1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理者は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなし、当該車両の所有者等を駐車場の不法占拠者として、これに対する法的措置を取るものとします。
- (4)管理者は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
- (5)管理者は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、当該車両に掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (6)管理者は、(3)の場合には、(2)の請求をした日から 3 ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示して予告した上で、3 ヶ月の経過を待つことなく、(2)において指定した引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (7)管理者は、(6)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知するものとする。この場合において、管理者が過失なくして当該車両の所有者等を確認することができないときには、駐車場において、車両の処分について掲示するものとする。
- (8)管理者は、(6)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。なお、残額について所有者等に通知し、通知した日から 3 ヶ月を経過しても所有者等が受け取らない場合、又は管理者が過失なくして所有者等を確認できず、(7)により車両の処分について駐車場に掲示した後、所有者等から何らの連絡等も無く 3 ヶ月が経過した場合には、所有者等が残額の受け取りを放棄したものととして取扱います。

第11条 利用者の賠償責任

利用者が、本規約もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償して頂きます。

第12条 免責

管理者は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、管理者の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません。

管理者は、駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した管理者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

第13条 規約の改定

管理者は、本規約を改定するときは、効力発生時期を定めて駐車場内に改定後の規約を掲示する方法又はその他の適切な方法により利用者に周知します。

【別表】 駐車料金表（税込）

対象駐車場	第1駐車場（P1）、第5駐車場（P5）	
駐車料金	基本料金： 60分 100円	
	最大料金： 1日最大 500円（最大料金は繰返し適用されます。）	
割引サービス	始めの60分無料	
	ターミナルビルでの飲食、買物1,000円(税込)以上 60分無料	
	ターミナルビルでの飲食、買物2,000円(税込)以上 120分無料	
	長期駐車サービス	14日最大3,500円。15日以降500円/日加算
	障がい者割引（※1）	半額
予約サービス	駐車料金に加え予約金500円（予約エリアのみ。WEB予約に限ります）	
駐車券紛失時	駐車券を紛失した場合は、15,000円を頂きます。	

※1 障がい者の割引対象について

下記に該当する方が、障がい者の割引サービス対象になります。

総合案内所で必要な書類を提示下さい。（必要な書類提示は割引当日限り有効です）

区分		必要な書類
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳
	聴覚障害	
	平衡機能障害	
	肢体不自由上肢	
	肢体不自由下肢	
	肢体不自由体幹	
	脳原上肢	
	脳原移動	
	内部障害	
知的障害者		療育手帳
精神障害者		精神障害者保険福祉手帳
難病患者		特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受診券